

学校いじめ防止基本計画

印西市立平賀小学校

【いじめ防止対策推進法第13条】

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。【（いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）参照）】

また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定）によって以下のように記載されている。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態度があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけた

が、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でも、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(2) いじめの基本認識

○いじめは決して許されないことであるとともに「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。」ことを十分に認識して、全職員だけでなくすべての関係者が連携して未然防止と解消にあたるようにする。

特に、次の①～⑩は、本校職員が持つべきいじめ問題についての基本認識とする。

- ① いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるものである。
- ② いじめは多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も体験する。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や課外活動等の所属集団の構成上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑥ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑦ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑧ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑨ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっていることも考えられる。

⑪ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内組織

①生徒指導会議

- ・生徒指導上の緒問題について教師間で共通理解する。

②特別支援会議

- ・特別に配慮や支援をしていく児童について教師間で共通理解する。

③いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭）

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策や基本的な方針について話し合う。

(2) 家庭・地域・関係機関と連携した組織

①学校評価委員会（校長、教頭、教務、副教務、研究主任）

- ・児童、保護者、教師の学校評価をもとにして、生徒指導上の諸問題を明確にした上で「いじめ」問題についての予防・対応を示していく。

(3) 重大事態が発生した場合に適切な対応をするための組織

- ・「いじめ防止対策委員会」として校内・校外関係諸機関等から召集し、必要な対応をする。ここでいう重大事態とは、次のものとする。

①いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（例 自殺の企図、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症など）

②いじめにより在籍児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

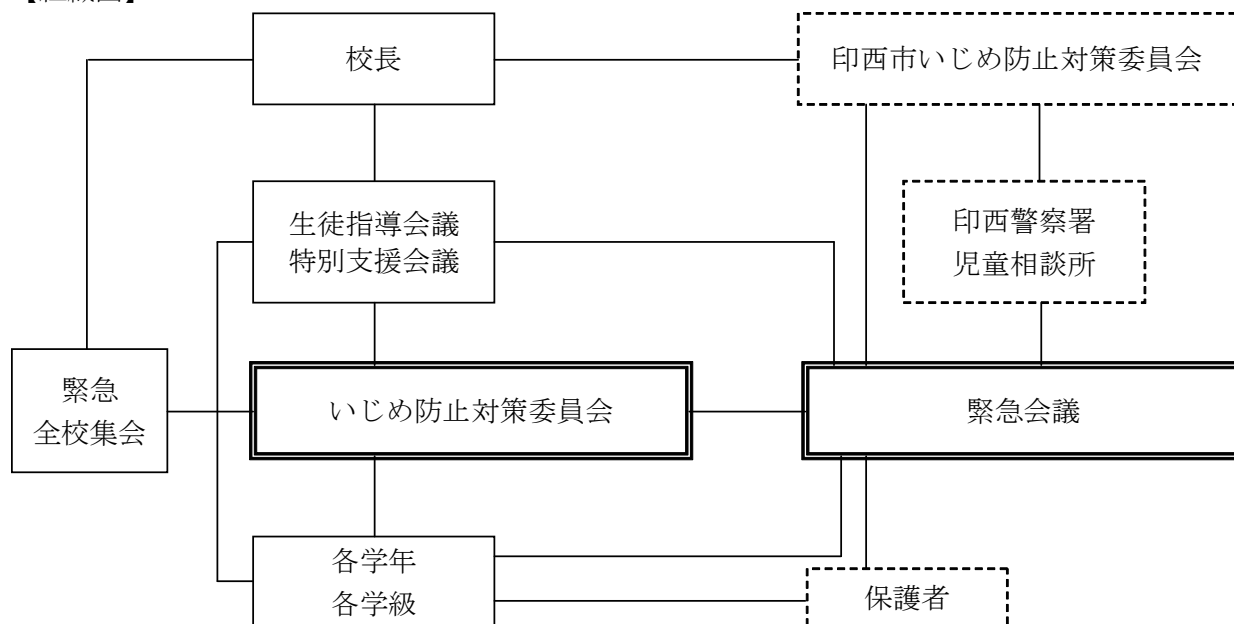
（年間30日の欠席を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているなど、状況により判断をする）

- ※ 児童、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、迅速に報告、調査等にたる。

(4) 校外組織

- ・校内で発生した犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、学校長から「印西市いじめ防止対策委員会」へ連絡し、連携して対処する。

【組織図】



3 「いじめ」に関わる指導について

(1) 「いじめ」防止のために気をつけること。

- ・児童の発するサインを見落とさない。
- ・日常の言動から、本人の悩みや訴えを小さい芽のうちに聞き出す。
- ・作文や日記によって兆候を察知する。
- ・教育相談月間を実施（6月、11月、2月実施予定）し、アンケートを基に児童の置かれている状況や悩みについて把握するとともに、心のケアを行う。また、アンケートは、状況によって回数を変更して実施する。
- ・悩みごと相談員（教頭・養護教諭）へ相談したり、相談ポストの活用をしたりできるようにする。
- ・いじめ問題はいじめ防止対策委員会を中心に全職員で対応する。
- ・インターネットを使ったいじめは発見しにくく、学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから、「ネットいじめ（サイバーいじめ）」発生時には関係児童の保護者と積極的に情報を共有し連携して問題解決にあたる。
- ・QU調査（6月実施予定）により、学級の状況を把握し、過ごしやすい学級づくりに努める。
- ・道徳の授業などを通して、生きることや命の大切さを強調し常に心の通う指導に徹する。
- ・「差別をしない、差別をさせない、差別を許さない」指導の徹底を図ると共に人権意識や正義感を育てる。
- ・道徳・特別活動を充実させ、自己の有用性や達成感が味わえるよう配慮する。
- ・各教科の授業などで、人間関係づくりの基礎を養うために、自他の違いに気付き、認められるようにする。
- ・仲間集団の構造を見極め、特に孤立しやすい児童などの実態把握に努める。
- ・全児童を対象に教育相談月間を設け、子どもの悩みを積極的に受け止める。

- ・個別面談等を通して保護者の不安や悩みなどを受け止める。
- ・学校全体に正義を行きわたらせる。
- ・明るく思いやりのある学級，学校づくりの推進を図る。
- ・開かれた学校をめざし，家庭や地域との連携を図る。

(2) いじめ発生時の対応

- ①日頃の行動を観察し，いじめの兆候となりそうな状況が発見されたらすぐに対応する。
 - ・脅かし，冷やかし，本人が喜ばないおせっかい，仲間はずれ，無視，暴力，孤独でいる子などの気になる行動を見逃さない。
 - ・児童からの情報や訴えがあった場合，教頭・校長に報告し，迅速に対応する。
 - ・保護者からの情報や訴えがあった場合，教頭・校長に報告し，迅速に対応する。
 - ・事実関係を正確に把握し，担任→生徒指導主任→教務→教頭→校長に報告する。
 - ・いじめの問題の解決について検討する。（いじめ防止対策委員会）
 - ・随時指導の経過を教頭・校長に報告し，指導助言を得ながら指導にあたる。
- ②被害児童，加害児童について指導する。
 - 被害児童・・・傷ついた心情に配慮し，いつでも味方になるという立場をとり，安心して学校生活が送れるようにする。
 - 加害児童・・・いじめられている児童の気持ちを伝え，その苦しみに気付かせたり，いじめられている児童の抱えている問題についても同時に考えたりしていくようにする。
 - 場合によっては，学級・学年・全校児童への指導を進める。
 - 場合によっては，PTAにも説明し協力を依頼する。
- ③保護者への誠意ある対応を実施する。
 - 被害児童保護者・・・状況とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明し，理解と協力を依頼する。
 - 加害児童保護者・・・これまでの指導の経過と今後の対応について説明し，理解と協力を依頼する。
- ④3ヶ月を目安に継続して指導を行う。

(3) いじめ対応の基本的な流れ

